

## 称号審査、受審の方法

## 1 錬士の審査

- (1) 錬士を受審しようとする者の備えるべき要件
  - ① 剣道実技の修練を続けている者
  - ② 剣道の指導的立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
  - ③ 本連盟が行う称号受審者講習を1回以上受け、錬士として必要とされる、日本剣道形、審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受けていること。  
(全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、または全剣連が行う社会体育指導者資格中級の認定を受けた者は、上記③の認定の全部または一部を省略することができる)
- (2) 錬士を受審しようとする者は、別に定める申請書（自筆）に全剣連が出題する小論文（自筆）を添え、本連盟に提出する。
- (3) 本連盟会長は、上記（1）の要件に該当すると認められた者について、推薦書に申込書と小論文を付けて全剣連会長に候補者として推薦する。
- (4) 全剣連会長は、審査員を委嘱し、小論文の審査を行い、失格となった者を除いた候補者を審査会に付議して合否を決定する。
- (5) 規則第8条第2項による錬士の受審者に対しても、上記の要領により審査を行う

## 2 教士の受審

- (1) 教士を受審しようとする者の備えるべき要件
  - ① 剣道実技の修練を続けている者
  - ② 錬士以下の指導する立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者
  - ③ 全剣連または本連盟が行う講習（伝達講習又は地区講習）を1回以上と本連盟が行う称号受審者講習を1回以上受け、教士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法の知識、実技について能力の認定を受け、かつ、剣道の指導および審判の経験を有する者  
(全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、または全剣連が行う社会体育指導者資格上級の認定を受けた者は、上記③の認定の全部または一部を省略することができる)
- (2) 教士を受審しようとするものは、別に定める申請書（自筆）を本連盟に提出する。
- (3) 本連盟会長は、上記（1）の要件に該当すると認められた者について、推薦書申請書を付して、全剣連会長に候補者として推薦する。

## 3 範士の受審

- (1) 本連盟会長は、教士八段受有者で、八段受有後8年以上経過し、規程第7条第3号に定める付与基準に該当すると認められた者について、推薦書を提出し、全剣連会長に候補者として推薦する